

私たちの要求(案)

中小業者の経営振興と人間復権の実現をめざす基本要求

1、日本国憲法を守り、国民が主人公の政治・外交・経済政策に転換すること。戦争法(安全保障関連法)を廃止すること。立憲主義を回復し、憲法改悪につながるあらゆる策動を直ちにやめ、憲法の平和的・民主的条項を完全実施すること。他国・地域との自由貿易の拡大や規制緩和など、あらゆる分野での日本市場の開放を要求する不当な圧力に屈することなく、経済主権を守る。新自由主義的政策の拡大をやめ、人間復権と持続可能な社会に向

け、地域循環型の経済政策に転換すること。

2、最悪の大衆課税である消費税の増税を中止すること。直ちに税率を5%に引き下げるとともに、所得税・法人税を基幹税として「生活費非課税・応能負担」の原則を貫くこと。計画的な財政再建をはかり消費税を廃止すること。憲法理念を生かし、税務行政のあらゆる局面で適正手続きを保障する「納税者権利憲章」を制定すること。

申告納税制度の擁護・発展へ納税者による自主申告を最大限尊重すること。「結社の自由」を保障し、納税者の自主申告にむけた相談活動への不当な干渉を行わないこと。納税者の自主申告を阻害し、萎縮させる税理士法の不当な拡大解釈をやめること。

3、小規模企業振興基本法を踏まえ、すべての自治体で、大企業の社会的責任を明確にした中小企業・小規模企業振興基本条例を制定すること。産業振興ビジョン策定にあたっては、日本版・小企業憲章(案)の提案を生かし、小企業・家族経営の役割に対する国民の正当な評価を広げ、小企業・家族経営の経営環境の改善と支援政策を具体化・推進すること。農林水産業と中小商工業の連携を強め、官公需での地元優先発注や制度融資の改善・拡充を図ること。住民・中小業者の立場から地域再生を求める「地方版総合戦略」を策定すること。IR(カジノ)を含む統合型リゾート(推進法を廃止し、地域経済や国民の生活と健康に重大な影響を及ぼすカジノはつくりたくないこと。

4、国は、最低限度の生活のみならず、生活改善を求める国民の権利を認め、社会保障向上・増進への水準を改善する義務を果たすこと。社会保障を解体する「プログラム法」は撤回し、現在と将来に安心と希望が持てる社会保障制度を確立すること。公的医療の破壊・解体を直ちに中止すること。国民健康保険制度を社会保障として明確に位置づけ、応能負担へと改善すること。社会保険料負担を軽減すること。最低保障年金制度を創設すること。社会保障や教育を充実するため、その費用捻出

に大企業の社会的責任を果たさせること。

5、災害の復旧・復興は、被災者の暮らしを最優先にし、中小業者の経営再建を支援すること。「二重ローン」の解消や店舗・工場の本設再建できめ細かな支援を継続すること。地域産業の振興と住民主体のまちづくりで、雇用創出を図り、コミュニティを保全しつつ、自治の力を生かし防災システムの確立を図ること。復興予算の流用を根絶すること。国が地方に介入して民間への業務委託など「行革」の度合いに応じて自治体を評価し、地方交付税を増減させる「トップランナー方式」をやめること。市町村を合併・消滅に追い込み、地域格差を拡大する道州制の導入や都構想はやめ、地方自治の本旨を守り、住民が主人公の地方自治を実現すること。

6、福島原発災害によるあらゆる被害を完全賠償するとともに、賠償金は非課税にすること。原発を基幹電源と位置づける「エネルギー基本計画」を撤回し、再生可能な自然エネルギー中心の政策に根本的転換を図ること。原発から即時撤退し、原発の再稼働をやめること。原発の輸出はしないこと。放射性物質の除染と安全確保、仕事・雇用対策に政府が責任を持つとともに、地域経済の発展、中小業者の経営振興と結んで、地域資源を活用した再生可能エネルギーの利用拡大を一気に進めること。

7、「戦争する国づくり」をやめ、特定秘密保護法共謀罪を撤廃すること。日米安保条約を廃棄すること。在日米軍基地の再編・強化を直ちに中止し、米軍普天間基地を無条件で返還すること。辺野古新基地建設は直ちに中止すること。軍備増強と自衛隊の海外派兵をやめ、憲法の国際的な先駆性を広げる平和外交を行うこと。小選挙区制をやめ一票の格差は正と民意を正しく反映する選挙制度に改正すること。

③宅配サービスや高齢者向け事業など新たなサービス展開、料飲オリエンテリングなどの共同イベントへの助成制度を確立する

④卸売市場の公共的機能を拡充し、中小卸売業の品ぞろえや物流、商品企画・開発の情報提供を支援する

⑤風俗営業適正化法(風営法)の適用からスナックを除外する。「夜の社交場」としての料飲業者の営業の自由を保障する。

③環境保全や地域防災を担う建設・土木工事への経営支援を強めること

①「まちなか商店・店舗・工場リニューアル助成制度」を創設する

②「小規模修繕契約希望者登録制度」を実施する

③「住宅リフォーム助成制度」を創設・継続し、補助金の支給や申請手続きの簡素化を図る

④地域の防災協定を充実させ、重機や除雪機などの所有や保管、修理に対する助成を強める

⑤住生活基本法や社会資本整備総合交付金を積極的に活用し、地元建設業が除雪など地域防災を請け負う体制を維持できる仕事量を確保する

⑥各種制度の活用にあたっては税金完納を参加資格要件から削除する。

一、危機打開をめざし、地域経済振興と経営対策を

1、循環型経済を支える中小業者の仕事確保・顧客拡大への支援を

(1)ものづくり技術の発展・継承、再生可能エネルギー活用への支援を強めること

①町工場の単価・工賃水準を調査し、持続可能な経営を展望できる水準まで引き上げる。当面、工場の家賃や機械リース代の補てん、休業補償や雇用維持への支援を強め廃業の増加に歯止めをかける

②ものづくり補助金や小規模事業者持続化補助金を恒久的で使い勝手の良い制度とし、整備・拡充をはかる

③取引先の閉鎖・縮小、産業構造の転換などにより売り上げ減少が見込まれる中小業者の新たな事業展開や新分野

進出を支援する制度を拡充する

④住工混在問題の対策を確立する

⑤地球温暖化対策や再生可能自然エネルギーの開発を奨励し、省エネ・熱源転換への助成制度を抜本的に拡充する

⑥「伝統工芸品産業振興事業」を拡充し、歴史、文化、特性ある産業育成と事業継承への支援に努める

⑦町工場に蓄積された技術を守り、継承する。

(2)営業の自由を守り、小売・サービス・料飲業への経営支援を強めること

①商店街の魅力を高めるため、商圏内の消費者意識調査を支援する

②空き店舗と空き地活用、事業所の入れ替わり、事業継承、および新規開業を支援する仕組みを拡充する



「憲法をざっくばらんに語ろう」と開かれた愛媛・周桑民商の「けんぽう cafe」

（8面から）

- （2）中小業者支援の官公需政策を抜本的に拡充すること
- ①中小企業向け発注目標額を着実に達成し、中小企業の受注分野への大企業の参入を規制する
- ②随意契約の範囲拡大について自治体の判断を国は尊重する
- ③官公需の地元優先発注や分離・分割発注を奨励する
- ④「担い手3法」（公共工物品質確保促進法・建設業法・公共工事入札契約適正化法）を踏まえ、受注者が「適正な利潤」を確保できるよう発注者は予定価格の積算に努める。「歩切の根絶」をはかり、公共工事の担い手の確保をはかる
- ⑤発注者責任を明確にし、工事代金や賃金の未払いを防ぐ
- ⑥下請業者に法定福利費がゆきわたる環境整備をすすめる、社会保険料負担を軽減する
- ⑦社会保険の加入を建設業許可の要件にしない
- ⑧従業員5人未満の事業所など加入義務のない小規模業者への社会保険加入強要をやめさせる
- （3）公共事業を地元優先・福祉充実・環境保全・防災重視にすること
- ①耐震診断助成を地元中小企業優先で実施し、災害時の避難場所の耐震補強を国の責任で直ちに行う
- ②指定管理者の議会への事業報告を義務付け、事業者選定で地域中小企業の採用優先枠を設定する
- ③公共施設や住宅の修繕で、地元産木材、瓦などの利用や地元の工務店・大工への発注を奨励する
- ④民間の住宅や集合住宅で省エネ・断熱の取り組みを前進させる補助制度を創設する
- （4）災害からの復興関連事業を地元の雇用創出と生業の再建に生かすこと
- ①インフラ整備、復興公営住宅建設などで、地元中小業者への発注や被災住民への雇用を優先する

②工事における元請け責任を明確にし、下請け代金の「ピンハネ」やダンピングを防止する

③店舗・工場など事業用資産の再建への直接補助を抜本的に拡充する。

（5）災害からの生活再建策を拡充し、防災を強めること

①「被災者生活再建支援法」の上限額を500万円に引き上げる。阪神・淡路大震災まで被災者への特例措置を適及適用し、営業と生活の再建を支援する

②浪費型工事などに偏った国土強靱化法は見直し、自治体主体の復興支援策に改める

③自治体は災害に備え、地域防災・減災計画を立て消防力の強化や避難の設備改善、監視・観測体制の強化などの取り組みをすすめる

④借り上げ復興公営住宅など期限を区切って被災者を仮設・復興住宅から追いつき措置をやめる。

3、中小業者と地域経済に貢献する金融制度を

（1）金融円滑化法にかわる日本版・地域再投資法を制定し地域経済振興と資金繰りの円滑化を図ること

①税金滞納や過去の事故・免責、親族の債務、赤字決算などがあっても融資への道を閉ざさずに親身な相談に応じる

②金融機関は事業者の円滑な資金供給に努めるようにする。「事業性評価融資」による選別融資をおこなわない。どうすれば融資が可能かを具体的かつ積極的に助言し、コンサルタントとしての役割を発揮する

③株式会社日本政策金融公庫は利益追求ではなく、中小業者支援での公的金融の役割を果たし、貸し付け条件を緩和する

④公的金融を縮小するあらゆる策動をやめ、役割発揮を強める。

（2）大震災の被災業者への金融支援を抜本的に強めること

①被災中小業者が抱える既往債務を凍結する

②返済凍結や債務免除、積極的な新規融資など金融機関の役割発揮を促す

③被災中小業者を不良債権扱いしない対応を徹底する

④「二重債務問題」解消のための産業復興機構、産業復興相談センターの連携を強め、ワンストップで迅速な問題解決を図る。

（3）預貸率を引き上げ、中小企業向け貸出残高を増やすこと

①信用金庫・信用組合など、中小業者への金融仲介機能を担う地域金融機関を守り、経営を脅かす低金利政策をやめる

②地域金融機関は中小業者の再生と経営支援、地域貢献を推進し、監督を都道府県に移管する

③「経営者保証ガイドライン」の小規模事業者への適用を進め、担保や人的保証に依存しない融資慣行の普及に努める

④中小業者への融資審査で、税金完納要件を廃止するとともに、業種、年齢、性別、経験年数による差別をやめる。

（4）無担保・無保証人融資制度を創設・拡充すること

①「資金繰り円滑化借換保証融資」制度を自治体で創設する

②特別小口保険（無担保・無保証人融資制度）を全額保証に戻すこと。同保険の要件を緩和し、他の保険利用者も併用できるよう改善する。保証限度額の拡充を積極的な資金供給に生かす。

（5）「責任共有制度」の拡大をやめ、全額保証に戻すなど信用補完制度を充実すること

①「中小企業の信用力を補完する」という信用保証理念に基づき、中小企業のニーズに対応した施策を拡充する

②セーフティネット保証を拡充し、5号（不況業種認定）の全額保証と全業種指定を復活させる

③危機関連保証（原則1年、最大2年）の適用期限を延長する

④保証協会と金融機関が連携を強め、経営支援にあたる

⑤自治体独自の損失補償施策を尊重し普及する

⑥保証協会への出捐金などを増額し、財政基盤の安定を図る

⑦財務・会計基準にに応じた保証料率での差別は撤回する

⑧債権放棄による経営再生をめざす「制度融資損失補償制度」を確立する。

（6）多重債務救済の支援を拡充し、整理回収機構（RCC）は強引な債権回収をやめること。

①貸金業法および利息制限法の上限金利を引き下げる

②利息制限法4条の賠償額予定制限を引き下げ、遅延損害金を名目にした高金利をなくす

③金融機関は「カードローン」など高利商品の販売やサラ金との提携や出資をやめる。大手不動産会社と連携した「サブリース」など借り手の利益を顧みない貸し付けをやめる

④サードパーティー法を改正し、売却価格の開示や回収上限の設定、連帯保証人への回収禁止を義務付ける。

4、公正な取引ルール確立と業種・問題別対策を

（1）製造業等の取引で、大企業の横暴を規制すること

①下請2法（下請代金支払遅延等防止法、下請中小企業振興法）を厳格に運用するため、下請検査官を増員し、立ち入り検査を強化する

②下請2法における元請けと下請けの関係基準について取引実態を踏まえ改正する

③合理性のないコスト削減の要求は「不公正な取引方法」として規制するとともに、「優越的な地位の濫用」として積極的に取り締まる

④書面保存期間を5年に延長し、未払い代金や減額代金の返金で原状回復と被害救済を図る

⑤違反企業への課徴金などの罰則を強化するとともに、被害救済の違反金制度（被害額の3倍等）を創設する

⑥「セーフガード」（緊急輸入制限）の発動で、地場産地を守る

⑦大企業の逆輸入を規制する。

（2）建設工事では、下請けや労働者の「適正な利潤」を保障すること

①事故があった場合は発注者と元請けの責任で未払い代金や賃金が支払われる仕組みとする

②「公共工事設計労務単価」（2省協定資金）の策定方法を見直し、熟練労働者の標準生計費を基準に「当該地域の同種の職業、産業労働者の賃金を下回らない」ようにする

③各発注機関は設計と施工の分離発注、工事種別・規模に応じた分割発注に努め、応札者の負担を軽減する入札手続の簡素化を図る。発注者責任を形骸化させるCM方式（発注者代行制度）の拡大は行わない

④中小工事への大手の参入を規制する「条件付き」一般競争入札の普及を図る

⑤「民間資金による公共施設整備法」（PFI）は「住民の安全・安心・公正」を確保するよう抜本的に改正し、国・自治体による監督責任を明確にする

⑥建設労働者に最低賃金を保障する公契約法・公契約条例を国と自治体で早期に成立させる

⑦社会保険未加入を口実にした現場からの排除をやめる。社会保険料を納付できる法定福利費が中小企業・労働者に支払われる仕組みを確立する。

（3）小売・サービスの取引に、公正な取引ルールを確立すること

①米、菓、酒などの流通への参入規制緩和を改め、住民生活の利便と健康を守る。ミニマムアクセス米の輸入は廃止する

②食品企業の偽装や不当表示に対する監視を強め、食品の安全を確保する

③理・美容やクリーニングなど生活衛生関連業の資格条件を順守し、国民の安全・衛生を確保する

④書籍、新聞、CDなどの再販制度を守り、出版や音楽の文化を健全に発展させる

⑤音楽文化の健全な発展のため、著作権使用料の徴収での行き過ぎた行為をやめる。小規模事業者の免除規定をもつける

⑥FC加盟店と本部との公正な取引の確立へ、契約内容の禁止条項の明文化、ロイヤルティーの適正化などを盛り込んだ「フランチャイズ適正化法」（仮称）を制定する。FC加盟店の経営権を確立する

⑦住民の生活環境が守られるよう、違法民泊の取り締まりを強化し、住宅宿泊管理業者や住宅宿泊仲介業者の指導・監督を徹底する

⑧低単価・長時間労働を強いられている軽貨物事業者の経営改善を支援する

⑨損害保険代理店への手数料「ポイント制度」を是正させ、一方的な減額をなくす。契約者に最適な商品を提供できるよう「乗り合い申請」への不当な拒否をやめる

⑩郵政民営化路線を転換し、生活に不可欠なユニバーサルサービスを守る。郵便物の第3種、第4種の割引制度は維持する。

（4）まちと中心市街地の荒廃に歯止めをかけること

①「まちづくり会社」など民間コンサルタントに地方の活性化策を丸投げせず、住民と自治体が主体となる「まちづくり」をめざす。コンパクトシティの名による再開発の押し付けはやめる

②中心市街地や商店街の活性化の計画に支障をきたす大型店の出店は原則禁止する

③「大規模小売店舗立地法」にある「地域的な需給状況の勘案」の禁止条項（第13条）を廃止する。大型店の深夜営業を規制し、地域住民の安全と健康を守る生活環境を確立する。

④商圏が複数の自治体にまたがる大型店について、国・都道府県による規制・調整システムをつくる。大型店の撤退

（10面に続く）

(9面から)

を規制するガイドラインを設ける
⑤フランチャイズ店舗の地域毎の出店数と営業時間等の規制を行う。

(5) 大企業の利益を拡大する規制緩和・特区制度を廃止すること

①内閣主導で進める構造改革特区は廃止する

②住民生活や中小業者の営業を脅かす規制緩和はやめる。

5、原発をなくし、環境保全とエネルギー政策の転換を

(1) 原発の再稼働、新増設を中止・撤回し、再生可能エネルギーの利活用を推進すること

①原発をなくし、再生可能な自然エネルギーの活用を広げる「原発ゼロ・自然エネルギー推進基本法案」を制定する

②高速炉開発やプルサーマル計画は中止し、核燃料サイクルを根絶する。放射性廃棄物(核のごみ)の処分場を自治体や地域に押し付けけない

③火力発電の増設をやめ、COP21の温室効果ガス「実質ゼロ」達成へ消極的な削減計画(2030年に1990

年比18%達成)を見直し、風力、地熱、小型水力、太陽熱・光、バイオマス、水素(燃料電池)など再生可能な自然エネルギー源の開発と利用を促進する。

④市民向けの再生可能エネルギーの固定価格買取制度を国の責任で維持・拡充するとともに、省エネ・断熱・熱源転換への設備投資や促進を支援する

⑤東電は破たん処理し、福島原発事故の収束・汚染水の拡大阻止、完全賠償・除染を国の責任で行う。営業損害賠償の打ち切りをやめ、復旧・復興、住民の生活と生業の再建を国が責任を持つて行う

⑥原発温存の予算を廃止する。電力会社で電気料金の算定根拠を公開させるとともに、あらゆる経費に独占的利潤を上乗せする「総括原価方式」は廃止する

⑦送電分離、送電インフラ整備など電力の完全自由化への改革をすすめる。

(2) 地球温暖化・環境リサイクル問題を、国と大企業の責任で解決すること

①温暖化ガスの排出量の3分の2を占める発電所、大工場など産業界に削減

目標と削減義務を課す

②20%を占める自動車の排出量削減政策を進め、道路政策、都市計画を抜本的に転換する

③家電製品や容器のリサイクルについて、製造大企業の負担を引き上げ、中小資源回収業者などへの支援を強化する

④自動車製造部品のリサイクルについて、既存の自動車販売・整備・解体関連の中小企業が持つ技術・技能、サービスを生かす

⑤中小業者の産業廃棄物や建設業者の

残土残材処理が円滑に行えるよう、地域に最終処理場を設置する

⑥国と原因企業の費用負担でアスベスト被害救済、危険物の撤去・回収・廃棄を行う。「アスベスト健康被害救済法」を改正し、認定枠を拡大して救済補償額を引き上げ、労災未加入で作業に携わった中小業者・一人親方にも労災並みの認定と補償を行う

⑦「大量生産・大量消費・大量廃棄」「24時間型社会」などエネルギー浪費社会を抜本的に見直す。

二、消費税増税を中止し、税金・社会保障対策を

1、最悪の増税である消費税は、増税でなく廃止を

(1) 消費税率を引き下げ、複数税率・インボイス(適格請求書)制度は導入しないこと

①消費税は「預かり金」でも「預り金的」「預かり金的性格」でもないことを認め、「益税」宣伝を撤回する

②転嫁対策特別措置法を厳格に運用し、消費税の値引き強要など不正な取引をやめさせる

③税の不公平を拡大し、中小業者に過大な負担と実務を押し付ける複数税率と免税業者が取引から排除されるインボイス制度は導入しない。

(2) 消費税の免税点を引き上げ、納税実務の負担を大幅に軽減すること

①免税点は年間売り上げ3000万円、簡易課税は適用上限を2億円とし、総額表示義務を直ちに廃止する

②納税実務に関して「資金・時間・心理」のあらゆる負担を軽減し、記帳要件を大幅に緩和する。帳簿および請求書などの「保存義務」を軽減する。課税期間の売り上げが免税点以下の場合

は非課税にする。課税事業者、簡易課税の事前届け出を廃止し、申告時に選択できるようにする

③仕入税額控除の否認は、実額課税も

に、相続税は2002年の水準(70%)に戻す

③高額所得者・大資産家優遇の損益通算の特例は行わない。高額の配当や株取引への課税は当面30%にし、分離課税をやめる

④事業主、家族従業員の働き分(自家労賃)を経費として認める。女性差別撤廃条約の「差別法規」に当たる所得税法第56条は廃止する。記帳義務化に伴い、青色申告で認められている特別控除を白色申告でも認める

⑤個人事業主等の事業承継を支援する観点から、相続税の定額控除に5000万円の専従者枠を設ける

⑥申告納税制度の本旨を守り、記帳義務を要件にした経費の概算控除制度の導入は断じて行わない

⑦介護認定者には申請の有無に関係なく、障害者控除が適用されることを周知する

⑧e-Tax等電子申告のみを優遇する税制は導入しない。

(2) 法人税などに応能負担原則を徹底すること

①大企業に適用する法人税を累進課税とし、最高税率を引き上げる。当面、消費税導入前の42%に戻す

②大企業への特権的優遇税制を廃止・是正する。連結納税制度の損益通算や企業分割税制をやめ、連結付加税を復活させる。大企業への受取配当金益金不算入および貸倒引当金など各種引当金制度を実態に即して縮減する。研究開発減税は、適用対象の資本金上限を設け、中小企業支援を強化する。「租税特別措置の透明化法」により提出が義務化される「適用額明細書」が中小法人の事務負担にならないようにする。大企業の内部留保を増やす繰越欠損金の損金算入は5年に戻す。投機を防止する金融取引課税を創設する

③多国籍企業の「課税のがれ」や国際的な法人税引き下げ競争をやめさせる

④人格なき社団に対する原則非課税を堅持する。

(3) 地方自治の本旨を踏まえ、地方財政を拡充すること

①地方交付税は、基準財政需要に基づく調整制度を尊重する。地方自治体の「行政改革」を前提とした新型交付税や臨時財政対策債への振り替えは見直す

②地方自治体への税源移譲は、地方への事務配分に見合った規模を確保する。自治体財政健全化法による、画一的な自治体財政の統制をやめる

③住民税の人的控除の縮小・廃止は、国保料(税)や保育料などの負担増にもなるため、行わない。住民税の税率を累進制度とし、一律10%の税率を所得200万円以下については当面、5%に戻す

④大企業の法人事業税を拒税力に見合

て引き上げる。外形標準課税は中小法人には導入しない。赤字中小法人に対する地方税の均等割額を引き下げる

⑤個人の住宅、中小業者の店舗・工場など、小規模な土地・建物の固定資産税、都市計画税を大幅に引き下げる。200平方メートル以下の住宅への軽減措置を店舗、工場および事業用地にも適用する。事業用資産について、経済的理由による減免制度を確立する。合併による都市計画税の安易な一律課税はやめる

⑥大工場など、大規模な土地・建物への固定資産税、都市計画税は、資産と所得を勘案し、引き上げを図る。軍事基地、軍人・軍属への特権的優遇はやめ、適正に課税する

⑦償却資産税の免税点を1点100万円、総額で1000万円まで引き上げ、低所得者への減免制度を確立する

⑧個人住民税の普通徴収の適用範囲を拡大するとともに、特別徴収への移行を強制せず事業者が選択できる規定を設ける。

(4) 被災者への負担を軽減する税制等の措置を拡充すること

①大震災被災者が受ける雑損控除に関



「森友疑惑の徹底解明を」と財務省前で訴える全国業者婦人決起集会の参加者

（10面から）

して、煩雑で範囲の狭い被害額算出の簡便法を見直し、被災者が算定した概算額を認める。被災者の心情にも配慮し、被災状況・資金状況を的確に把握する。

②復興特別所得税は廃止する。応能負担原則により被災地の復興、被災者の生活再建に資する予算を拡充する。

3、「納税者の権利憲章」を制定し、民主的な税務行政を

（1）憲法理念に基づく納税者権利憲章を制定すること

①経済協力開発機構（OECD）加盟国で、日本にだけ確立されていない「納税者の権利憲章」を、国民合意で早期に制定する

②全商連が提案する「納税者の権利憲章」（第2次案）を生かし、調査から徴収、不服審査、裁判に至る税務行政の適正手続きを盛り込む。

（2）納税者の権利を尊重し、人権を蹂躪する税務調査を行わないこと

①増額更正を原則5年とはしない。5年、7年さかのぼる不当な修正申告の勧奨や同業組合ぐるみの押し付け課税はやめる

②「手続きの透明性及び納税者の予見可能性を高め」「納税者の理解と協力を得て行うものであることを十分に認識した上で、法令に定められた調査手続きを遵守」すると改定された国税通知（国税通則法74条の9）は書面で行う。例外規定（74条の10）を適用する場合、その理由を納税者に明らかにする。「提出物件の留め置き」（74条の7）の適用は最小限にし、強要しない。納税者の提出物（「コピーを含む」）の返還要求には直ちに応じる

③7年分の更正処分や重加算税を強要しない

④事前調査をやめる。法定外文書や「呼び出し」「お尋ね」などの乱発をやめ、

行政文書で納税者を呼び出し、事前通知のない調査に移行することはやめる。「収支内訳書」「法人事業概況説明書」の提出を強要しない

⑤税務署員による「質問応答記録書」の法的根拠はなく任意であり、作成や押印の強要をやめる

⑥税務運営方針や第72国会決議を厳守し、事前通知、調査理由の開示を文書で行う

⑦納税者の承諾なしの反面調査は行わない

⑧客と偽って店内などを探る「内観・おとり調査」や納税者を尾行・監視する「動向確認」は、納税者のプライバシーを侵害する違法な手法であるため、行わないこと

⑨立会人を理由とした調査拒否や消費税の仕入れ税額控除否認、青色申告承認取り消しを行わない

⑩調査終了手続き（74条の11）で、更正・決定等すべき場合は調査結果の内容容（金額、理由含む）を書面で説明する

⑪国の課税権の乱用から国民の権利擁護を図るという税法の目的を厳守し租税罰則の強化は撤回する。徴収・罰金など刑事罰と各種加算税など行政罰との二重制裁を是正し、加算税、重加算税の課税要件を明確化する。

（3）不服審査や税金裁判を納税者の権利救済にふさわしくすること

①審査請求から裁判の確定までは、延滞税、加算税などをかけない。権利救済の趣旨に照らし罰則付きの質問検査権による再調査は行わない

②原処分庁の提出書類や担当審判官が所持する証拠書類について例外なく、請求人または参加人が閲覧・コピーできるようにする。審理手続きにおける「処分庁に対する質問」は文書だけでなく、口頭による納税者の主張の把握ができるようにする

③国税不服審判所の審判官は、審査機関の独立性と中立性、公平性を確保す

るため、任用基準を定めて公表する。財務省・国税庁人事から切り離し、第三者性を高める

④裁判官と訟務検事の人事交流（判検交流）をやめる。国税庁など課税庁から裁判所への職員の任用制度を廃止する。

（4）徴収行政の抜本的改善を図ること

①徴収手続きは、中小業者の生活再建と事業再生支援に役立つよう、運用の抜本改善を図る。滞納整理に当たっては、納税者の生存権的財産の処分を禁止し、差し押さえ禁止財産の範囲を拡充する。売掛金や年金、東電の損害賠償金の差し押さえをやめ、生命保険金の強制解約や先日付小切手の強要をしない。鳥取県の児童手当差し押さえを断罪した鳥取地裁判決・広島高裁確定判決の意義を踏まえ、差し押さえ禁止財産が振り込まれた預金口座の機械的差し押さえを禁じるガイドラインをつくる

②経済的理由による納税緩和措置を中小業者に認める。換価の猶予だけでなく、執行停止にも申請権を認める。「申請・添付書類の整備」「不許可事由の整備」として納税者の活用制限を設けない。納税誓約の強要はしない

③滞納者の財産調査は本人の同意に基づき、必要と認められる範囲にとどめる

④源泉所得税は徴収義務者に無報酬で天引きさせ、納税しきれなければ自己の財産を強制徴収されるという過酷で不合理性を持っていることを踏まえ、差し押さえはしない。納税の猶予も認める。延滞金はつけない

⑤「租税回収機構」などの事務組合、広域連合に対し、自治体の監督責任を明確にするとともに、権利救済規定を設ける。法的根拠を持たない徴収機構は解散する

⑥延滞税・延滞金を引き下げ、免除措置を拡充する。予定納税、中間納付に延滞税はつけない。本税を全額納付し、

かつ延滞税・延滞金を納付することが困難な場合は、ただちに滞納処分の執行を停止する

⑦憲法違反の「共通番号（マイナンバー）制度」の利用拡大はやめ、廃止する。番号を含む個人情報提供を原則禁止（番号法19条）にしており、公安警察などへの情報提供を例外扱いする施行令は撤廃する。個人情報の流出や、第三者の成りすましによる悪用などの危険もあり、共通番号としての行政の活用には制限を設けるとともに、民間活用は行わない。マイナンバーカードの所持・不所持によって行政サービスが受けられないなどの不利益を禁止する

⑧KSK（国税総合管理）システムやe-Tax（電子申告）による、法的根拠のない実務の押し付けや納税者情報収集はやめる

⑨情報公開法を適正に運用し、納税者本人への情報公開や税務行政の透明化を図る。

（5）税理士法を改正し、税理士が納税者の自主申告権を擁護・発展させ、真に「独立・公正」な立場を貫けるようにすること

①税理士の業務を有償独占に限定する

②税理士・税理士会に弁護士・弁護士会と同様の団体自治を認め、国家権力から独立した地位を与える

③税務署の退職者に対する特権的な顧問先のあつせんはやめる。

4、いのちと健康を守る社会保障の充実を

（1）中小業者・国民が安心できる医療制度を確立すること

〈国民健康保険制度の改善に関して〉

①国民健康保険証の取り上げをやめ、国民皆保険制度を守る。都道府県に国保の財政運営の責任を持たせ、医療費の削減を進める国保都道府県単位化をやめ、市区町村の運営に戻す。資格証明書の発行を直ちに中止し、国民年金保険料未納者に国保の短期保険証を交

付するなどの制裁措置はやめる。国保法9条を改正し、国保証の取り上げ「義務化」をやめ、国保料（税）を払いきれない加入者の生活実態の把握に努める

②国保への国庫負担を総医療費の45％に戻すとともに、応能負担原則を適用し「払える」国保料（税）にする。国保料（税）引き下げのための一般財源からの繰り入れを実施・継続する

③生活保護を基準に減免措置を拡充し、機械的な滞納差し押さえはやめる

④国保法44条の医療費の一部負担金の減免制度や、同77条の減免制度を拡充し、周知徹底する

⑤国保加入者に対する傷病手当、出産手当を強制給付とする

⑥国保運営協議会は、住民生活の実情を理解した委員を構成員にし、国保加入者が意見を述べる機会を保障する

⑦年金給付から国保料（税）や住民税の天引きは中止する。

〈医療制度の改善に関して〉

①医療を年齢で差別する「後期高齢者医療制度」は即時廃止し、元の老人保健法に戻す。国保に加入する自営業者の扶養者にも、所得割軽減の緩和措置を実施するとともに、通院治療の「一定額払い・包括払い」をやめる

②医療改善をやめる。高齢者と子どもの医療費を無料化する。当面、受診時定額負担の導入はやめ、70〜74歳の窓口負担2割を1割に戻す。高額療養費の現物給付は入院と通院を合算する。

入院時の食事費、居住費は無料に戻す

③患者負担を増やす「混合診療」を拡大しない

④協会けんぽの本人10割給付を復活する

⑤公立病院の再編や縮小、民営化、保健所つぶしをやめ、紹介状なしの大病院受診の別途負担をなくす。自治体検診、地域医療を国の責任で拡充し、病床削減をやめ、夜間の小児救急外来を増やす

⑥被用者保険料の滞納整理では、機械

的な滞納差し押さえをやめ、日本年金機構の支所に納税猶予の申請書を常備する

⑦大震災および原発被害者の窓口負担は免除する。

〈社会保険制度の改善に関して〉

①社会保険料率の賦課方式を定率から、応能負担による累進方式に改める

②政府と自治体は、賃上げや従業員を増やした小規模企業、あるいは、創業後5年未満の小規模企業に対して、社会保険料を一定額軽減する直接支援を行う

③社会保険料の減免制度を創設する

④協会けんぽの国庫補助率を本則の20％に引き上げる

⑤保険料算定基準賃金の上限を撤廃し、超過者は保険料を引き上げる

⑥中小企業の料率を引き下げ、資本金1億円以上の企業に対する料率の引き上げを検討する

⑦払える額での分割納付を認め、強引な徴収を行わない。法律で定める「納税緩和制度」の周知徹底と、年金事務所に申請書類を完備し、納付相談に誠実に対応する

〈健診・共済の改善に関して〉

①無料健康相談・健診制度などの施策を拡充し、特定検診を自治体の基本検診に戻す

②保険業法・再改定で、広範な自主共済が存続できるよう監督指針の運用を緩和する。助け合い共済の団体自治に対する干渉はやめる

③在日米商工会議所などによる不当な「共済市場の開放」要求に対しては断固抗議し、撤回させる

④福島原発事故の放射能被害に対する心と身体の健康調査・検診を被災者の費用負担なしで広く実施する。母性と子どもへの影響を継続的に把握し、万全の健診・医療体制を早急に確立する。

（2）介護保険法を改正し、公的介護保障を確立すること

（12面に続く）

(11面から)

①介護施設入居者の食費・住居費の全額自己負担を中止する。国庫負担を増やし、利用料は無料にし、保険料は低額に抑えるなど制度を改正する。要支援の介護保険を元に戻す

②保険料を払いきれない世帯に対する給付制限や制裁はやめる。高額介護費用の償還払い制度はやめ、受領委任払い制度にする

③特別養護老人ホームなどの待機者を出さない。要介護度での入所制限を行わず、公的な介護施設の増設やホームヘルパーの増員など、介護制度を拡充する。介護職員処遇改善加算を継続する

④介護者の精神的ケアや緊急時の代替えなど行政支援を強化する

⑤障害者総合支援法は廃止し、支援費を引き上げるなど助成を拡充する。

(3) 年金改悪をやめ、老後が暮らせる制度を確立すること

①年金積立金を計画的に活用し、債券や株など投機的な運用をやめ、国民年金保険料の引き上げを中止する

②すべての国民に全額国庫負担で月額8万円の「最低保障年金制度」を創設する

③国民年金の支給額を月14万円に引き上げ、年金支給開始年齢を60歳にする

④厚生年金の改悪をやめ、支給開始年齢を60歳に戻すとともに、中小業者の事業主負担を軽減する

⑤年金給付の削減を目的としたマクロ経済スライドを中止する

⑥振り込まれた年金の差し押さえは絶対に行わない。

(4) 労働保険を改善すること

①労災補償への国庫負担を増やし、小規模事業所の労働保険料率を引き下げる。すべての業種で中小業者と家族従業員が労災保険に加入できるようにする

②労災未加入事業所の従業員の労災補償を、事業主が全額自己負担する制度

は撤回する

③工事現場などでの労働災害に対し、親企業は下請け業者の労災補償を行う。労災認定基準や給付内容を改善する

④雇用保険の短期特例一時金の削減をやめ、90日分の支給に戻す。併せて季節労働者への支援を強化する。積雪寒冷地域で実施していた冬期援護制度を復活する

⑤一人親方労災組合の設立と加入条件を緩和する

⑥労働保険料と社会保険料の徴収二元化計画は撤回し、労働保険事務組合の育成を図る

⑦報奨金申請に当たり、過度な実務負担を求めない。

(5) 生活を保障する制度を拡充すること

①休業を余儀なくされるなど、経営と

三、憲法を守り、平和・中立・民主の日本を

1、立憲主義、民主主義、平和主義を擁護すること

①憲法審査会の活動を中止し、「憲法改正国民投票法」に基づく一切の策動をたたちにやめる

②立憲主義、民主主義、平和主義を堅持する

③日本国憲法の国際的先駆性を生かし、平和外交を世界に広げる

④戦争法(安保関連法制)を即時廃止する。集団的自衛権は行使しない。2014年7月1日の閣議決定は撤回する。緊急事態条項の検討を行わない

⑤国家安全保障会議(日本版NSC)関連法は直ちに廃止する。「国家安全保障局」は解体する。「国家安全保障戦略」「防衛計画の大綱(防衛大綱)」の策定は行わない

⑥集会・結社・表現の自由を脅かす「共謀罪」、国税通則法の「扇動罪」を即時廃止する

暮らしの危機に直面する中小業者の最低生活を保障し、営業再開を支援するよう生活保護法を「所得保障法」に改正する

②親族に扶養を押し付ける扶養照会など「水際作戦」をやめ、申請の権利を保障し、制度の周知徹底を自治体に義務付ける

③老齢加算、生活扶助基準を元に戻す

④生業扶助(生業を営むのに必要な資金や器具・資材の購入費)の限度額現行4万5000円)を引き上げる

⑤休廃業からの再チャレンジができる「廃業扶助」を設ける

⑥生活保護の「有期化」など改悪はやめる

⑦生活福祉資金を中小業者の生業と暮らしを支える制度に改善する。申し込みから実行までの期間を短縮し、謝絶の際は理由を明確にする。

四、教育・保育を充実し、文化・スポーツ振興を

1、教育を充実させ、子どもの健全な発達を保障すること

①教育権を保障し、子どもの権利条約に基づく教育を進める。教育基本法による管理・統制教育をやめる。自治体首長の教育への管理体制を強化する

「教育改革」はやめる。学習指導要領を抜本的に見直す

②学校教育の中で、地域の暮らしと文化を守る中小商工業者の姿を知らせ、地域振興の正しい知識を伝える。専門技術の継承・発展をはかる教育を充実する

③「日の丸」掲揚や「君が代」斉唱を強制しない。教科書検定と特定の歴史観による教科書の使用や史実に反する「戦争」教育の押し付けをやめる。銃剣道の必修化など、戦前や自衛隊で行われる軍事教練を学校に持ち込まない。自衛隊への職場体験はやめる

④納税義務を一面的に教え込む「租税」教育のゆがみを正し、正しい納税教育や権利教育をおこなう

⑤原発の「安全神話」を広げてきた教育を公表、撤廃する

⑧「国民保護」法制を撤回し、新ガイドライン関連法やテロ対策特別措置法を廃棄する

⑨米軍機、自衛隊機などの墜落事故・落下事故の徹底究明と飛行中止、被害の完全賠償をおこなう。

3、核兵器全面禁止の国際協定を締結すること

①核兵器禁止条約への調印をたたちにおこなう。

②非核三原則を法制化する。核保有国の艦船・爆撃機の日本立ち寄りに非核証明書の提出を求める

③「改正」被爆者援護法を实效あるものにし、救済が行き渡るようにする。

五、健康な文化・芸術、スポーツを振興すること

育を根本的に反省し、福島原発事故の教訓や放射能の危険性に対する正しい知識を広げる

⑥子どもの貧困解消のため、行政・地域・教育関係者が協力し、健全な環境をつくる

⑦義務教育費はすべて無償とし、教材・教員、学校給食費の自己負担をなくす。就学援助の認定基準を改善して支給対象を拡大し、給付を引き上げる。一部の就学援助適用者を差別的に取り扱う「準要保護」区分はやめる。「子ども保険」や「教育国債」などは導入しない

⑧高校の授業料無償化政策を継続し、所得制限は撤廃する。高専・大学の授業料を無償にする。日本学生支援機構奨学金をすべて給付制にする

⑨登校拒否や不登校に苦しむ子ども、親、教師が相談できる専任教師、スクール・カウンセラーを小・中・高校の全校に配置する。子育て支援センターや児童相談所を充実させる

⑩国の責任で30人学級を実現する。学校の統廃合は地域住民の声を聞いてすすめる

①中学校までの学校給食を無償の自校方式で実施し、地域の中小業者や農産物の活用を推進する。

2、公立保育所の廃止、民営化をやめ、公的保育を拡充すること

①認可保育所の増設、保育士の増員・待遇改善に取り組み、待機児童を直ちに解消する。子ども子育て新システムを撤回し、公的保育を後退させる幼稚園と保育園の一元化をやめる

②保育料を引き下げるとともに、保育環境の劣悪化につながる保育基準の緩和をやめる

③病児保育への支援・強化を図る

④中小業者の就業実態に見合った保育を保障し、居宅内労働への差別を廃止する

⑤無認可保育所、学童保育への公的補助を増やし、充実をはかる。

3、健全な文化・芸術、スポーツを振興すること

①国民誰もが気軽に文化・芸術を楽しむよう予算を増やす

②文化・コミュニティを育む公的施設の維持・増設をすすめる

③文化・芸術活動を担う団体や個人への助成を強める

④地域が歴史的に育んできた伝統工芸・郷土文化・芸能の振興を図り、継承者の育成を進める

⑤伝統的な祭りや行事への対策を講じる

⑥スポーツ基本法の理念に基づく自主的・自発的な発展に向け、支援を強める。2020東京オリンピック・パラリンピックは、人間の尊厳尊重や平和な社会推進、人権としてのスポーツ促進の憲章理念を生かして準備し、情報公開をすすめる

⑦国・公有地、河川敷などに文化・スポーツ施設を造り、休日や夜間も利用できるようにする。施設の運営を利用者・利用団体も交え民主的に行う。